

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和7年2月26日

香美市監査委員	岩 崎 昭 雄
香美市監査委員	横 谷 勝 正
香美市監査委員	山 本 芳 男

記

1 監査に準拠している旨

香美市監査基準（令和2年香美市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

総務課、繁藤出張所、選挙管理委員会、福祉事務所、高齢介護課、健康推進課
（令和5年度及び令和6年度）

4 監査の実施場所・日程

香美市役所 本庁舎 5 F 監査委員事務局
令和7年2月10日（月）、12日（水）、14日（金）

5 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行が法令に適合し正確かつ効率的に執行されているか、経済性、有効性の観点にも留意して実施した。

6 監査の実施内容

契約書等関係書類の提出を求め、関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、職員からの説明を受けた。

7 監査の結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

今後は、指摘事項等に留意したうえで事務執行にあたること。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づきその旨を通知してください。

指摘事項

金額が10万円以上のもので、施行伺や契約締結伺がないもの、また必要な決裁権者の決裁や合議のない回議書が存在した。契約行為については、契約規則及び事務決裁規定、並びに管財課が示す手順に従い、適正な事務処理を行うこと。

（福祉事務所、高齢介護課）

8 監査の意見

- (1) 工期の変更契約について、工程表が作成されていないものがあったので、適正な事務処理を行うこと。（福祉事務所）
- (2) 随意契約の見積依頼書控えに割印がないものがあったので、適正な事務処理を行うこと。（総務課、高齢介護課）

以上